

平成30年第1回上里町議会定例会会議録第5号

平成30年3月14日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第46（議員提出議案第6号）上里町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第49（選挙第15号）本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙について
- 日程第50（意見書第15号）相次ぐ米軍機の事故等の原因究明と飛行中止を求める意見書（案）について
- 日程第51（意見書第16号）子どもの医療費等の負担軽減に関する意見書（案）について
- 日程第52（意見書第17号）生活保護基準の引き下げに反対する意見書（案）について
- 日程第53（意見書第18号）「森友学園」疑惑の徹底解明を求める意見書（案）について
-

出席議員（13人）

1番 飯塚賢治君	3番 仲井静子君
4番 猪岡壽君	5番 齊藤崇君
6番 岩田智教君	7番 植井敏夫君
8番 高橋正行君	9番 納谷克俊君
10番 新井實君	11番 沓澤幸子君
12番 高橋仁君	13番 伊藤裕君
14番 植原育雄君	

欠席議員 なし

説明のため出席した者 なし

事務局職員出席者

事務局 長 宮下忠仁 次 長 神村輝行

◎開 議

午後1時30分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

◎日程第46 議員提出議案第6号 上里町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

○議長（納谷克俊君） 日程第46、議員提出議案第6号 上里町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

14番、植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 議席番号14番、植原育雄です。

御提案申し上げました議員提出議案第6号 上里町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

初めに、提案理由ですが、政務活動費の使途の適正化を図るため、政務活動費の支出方法について、現行の先払い方式から後払い方式に改正しようとするものであります。

地方議員の調査、研究その他の議会活動に資するための政務活動費については、不正受給などにより、全国的にその使途に住民からの信頼が失われつつあります。これらの不正受給については、使い切りを招くおそれのある前払い方式による交付方法が要因の一つとして上げられております。

そのため、上里町議会では、より透明性を高め、より厳格な運用を図るべく、議会運営委員会において検討を重ね、議論を深めてまいりました。これを改め、実績報告書に基づき精算して交付する完全後払い方式へ移行すべく、上里町議会政務活動費の交付に関する条例の改正を行いたいので提案をするものであります。

改正の概要について説明をいたします。

従来は、当該年度中に政務活動費の交付を受け、年度終了後に収支報告書を提出し、必要があれば政務活動費を返還していたものを、当該年度が終了した後に実績報告書を提出し、交付確定に基づき交付を受けるものとなります。

第7条において実績報告書の提出、第8条において政務活動費の額の確定、第9条において政務活動費の請求及び交付を規定し、それに伴う条ずれ、規定の整備、文言の整理等を行っております。

なお、報告書の様式については、この条例の一部改正に伴い、条例から削除し、実績報告書の様式の規定などを、上里町議会政務活動費の交付に関する条例施行規則を制定し、また、上里町議会政務活動費の交付に関する規定については廃止する予定としております。

次に、附則につきましては、平成30年4月1日から施行し、この条例による改正後の上里町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成30年度以後に交付する政務活動費について適用としております。

なお、参考に条例の新旧対照表を添付しておきました。

以上で、議員提出議案第6号 上里町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明といたします。

慎重審議の上、御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので。これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議員提出議案第6号 上里町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加について

○議長（納谷克俊君） お諮りいたします。

本庄上里学校給食組合議会議員の欠員に伴う選挙第15号 本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙についての件、次に、高橋仁議員外4名から、意見書第15号 相次ぐ米軍機の事故等の原因究明と飛行中止を求める意見書（案）についての件、次に、伊藤裕議員外7名から、意見書第16号 子供の医療費等の負担軽減に関する意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員外4名から、意見書第17号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書（案）についての件、

次に、新井實議員外6名から、意見書第18号「森友学園」疑惑の徹底解明を求める意見書（案）についての件、以上5件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙第15号 本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙についての件、意見書第15号 相次ぐ米軍機の事故等の原因究明と飛行中止を求める意見書（案）についての件、意見書第16号 子供の医療費等の負担軽減に関する意見書（案）についての件、意見書第17号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書（案）についての件、意見書第18号「森友学園」疑惑の徹底解明を求める意見書（案）についての件、以上5件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第49 選挙第15号 本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙について

○議長（納谷克俊君） 日程第49、選挙第15号 本庄上里学校給食組合議会議員補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本庄上里学校給食組合議員には、14番、植原育雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました14番、植原育雄議員を、本庄上里学校給食組合議会議員の補欠選挙の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました14番、植原育雄議員が、本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました。

ただいま本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました14番、植原育雄議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

本庄上里学校給食組合議会議員に当選されました14番、植原育雄議員から承諾及び挨拶をお願いいたします。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 　ただいま本庄上里学校給食組合議会議員に皆様方の御協力によりまして当選することができました。

当選後におきましては、今後、一生懸命誠心誠意、本庄上里学校給食組合のために尽くしたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



◎日程第50 意見書第15号 相次ぐ米軍機の事故等の原因究明と飛行中止を求める意見書（案）について

○議長（納谷克俊君） 　日程第50、意見書第15号 相次ぐ米軍機の事故等の原因究明と飛行中止を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番、高橋仁議員。

〔12番 高橋 仁君発言〕

○12番（高橋 仁君） 　12番、高橋仁です。

本件の意見書の内容を説明したいと思います。

相次ぐ米軍機の事故等の原因究明と飛行中止を求める意見書（案）でございます。

本年2月9日、沖縄県アメリカ海兵隊普天間基地、宜野湾市に所属する垂直離着陸輸送機オスプレイの機体の一部であるエンジンの吸気口を海上に落下させる事故を起こしていたことが明らかになりました。普天間基地所属の海兵隊機による事故やトラブルは、昨年12月の保育園や小学校への部品や窓の落下、今年に入っても3件もの不時着など後を絶ちません。こうした異常事態の中で、ひとつ間違えば県民の命を奪いかねない惨事となる危険な事故が発生したことは、極めて重大であります。

事故、トラブルが頻発する背景として広く指摘されているのは、アメリカ国防予算の不足による機体の劣化や、整備不良の増加という人的ミスでは済まされない構造的な問題です。看過できないのは、オスプレイの機体の一部が落下するという重大事故にもかかわらず、アメリカ側は日本の問い合わせがあるまで報告しなかったことです。隠蔽の意図があったと疑わざるを

得ません。

普天間基地の海兵隊機による事故、トラブルをめぐり、安倍政権は、安全の確保は最優先の課題と繰り返してきました。そうであるのなら、沖縄県や関係市町村が求めているように、事故原因の徹底究明と公表、オスプレイを初め、全米軍機の緊急総点検と、その間の飛行停止をアメリカ側に要求するのは主権国家として当然です。

米軍機の事故、トラブルの危険性は、決して沖縄にとどまるものではなく、他の米軍基地を抱える地域にとっても重大問題です。よって、国においては、事故原因の徹底究明と全アメリカ軍機の緊急総点検、その間の飛行中止をアメリカ政府と在日米軍に求めるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第15号 相次ぐ米軍機の事故等の原因究明と飛行中止を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第51 意見書第16号 子供の医療費等の負担軽減に関する意見書（案）について

○議長（納谷克俊君） 日程第51、意見書第16号 子供の医療費等の負担軽減に関する意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

13番、伊藤裕議員。

〔13番 伊藤 裕君発言〕

○13番（伊藤 裕君） 13番、伊藤裕であります。

子供の医療費等の負担軽減に関する意見書（案）について説明を申し上げます。

子どもの医療費の窓口負担は、義務教育就学前は2割、就学後は3割となっております。子どもと保護者が安心して医療機関を受診できるよう、上里町では、中学校までの医療費の助成を行っております。全国の全ての自治体が、少子化対策の一環として独自の減免措置を講じており、全国で統一的な基準を示す必要があるとの声も高まっています。

また、会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わりません。変わりませんが、国民健康保険は世帯内の加入者に均等割保険税が賦課されるため、子どもの人数に応じた保険料を負担することになっています。子どもの負担を軽減し、夫婦が理想とする家族構成を実現できるようにするためには、子育ての世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要です。

よって、国会及び政府に対し、次の事項を強く要望いたします。

1としまして、国の責任において統一的な子どもの医療費助成制度を創設すること。

2としまして、国民健康保険制度における子どもにかかる均等割保険税の負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いして議案の提案といたします。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第16号 子供の医療費等の負担軽減に関する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第52 意見書第17号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書（案）について

○議長（納谷克俊君） 日程第52、意見書第17号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

11番、沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 意見書第17号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書（案）について、提案理由の説明をさせていただきます。

日本は経済大国と言われてはいますが、OECD加盟国35カ国中、貧困率は7番目に高くなっております。相対的貧困率も2012年には16.1%、直近では15.6%になってはいますが、依然と貧困率は高い現状が続いております。

それでは、意見書（案）を読み上げて提案理由とさせていただきます。

厚生労働省は、生活保護の生活扶助基準を一般低所得者世帯に合わせるとして、最大5%、平均1.8%、総額210億円引き下げる方針を明らかにしました。生活保護の生活扶助は、2013年から2015年に平均6.5%、上限10%引き下げられ、加えて住宅扶助、冬期加算も減らされています。生活保護利用者の声や、生活保護世帯の生活実態の検証を抜きにした引き下げは容認できません。

そもそも厚労省が生活保護基準引き下げの根拠にしている検証方法や、統計自体に問題があります。第1・十分位、最も所得が低い下位10%層の消費実態と比較しており、生活保護制度自体の捕捉率が2割程度とされている現状では、第1・十分位との比率は、引き下げありきの計算と言わざるを得ません。しかも、第1・十分位の実質所得の上限値は、1999年には162万円だったのが、2014年には134万円と下がり続けており、一般低所得世帯の生活水準が困窮状態に置かれているのが現状です。

また、今回の基準引き下げが実行されるならば、年金や住民税、非課税基準、保険料、最低賃金などにも連動し、国民生活に大きな影響を及ぼすことは避けられません。現在の生活保護基準は、憲法25条が保障する健康で文化的な生活を保障するものとは言えず、現基準の引き下げは政府の貧困対策にも逆行するものです。

よって政府においては、生活保護基準の引き下げ方針を撤回するよう強く要望します。

以上であります。

慎重審議していただきまして、御議決賜りますようお願いして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔発言なし〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第17号 生活保護基準の引き下げに反対する意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第53 意見書第18号 「森友学園」疑惑の徹底解明を求める意見書（案）について

○議長（納谷克俊君） 日程第53、意見書第18号 「森友学園」疑惑の徹底解明を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

10番、新井實議員。

〔10番 新井 實君発言〕

○10番（新井 實君） 皆さん、こんにちは。議席番号10番、新井實でございます。

意見書第18号 「森友学園」疑惑の徹底解明を求める意見書（案）の提案理由の説明をさせていただきます。

「森友学園」の疑惑の徹底解明を求める意見書（案）について。

学校法人森友学園が開設予定だった小学校のために、財務省、近畿財務局が鑑定価格の1割で国有地を払い下げた疑惑が発覚してから1年が経過します。学校の建設計画は中止され、同学園の籠池泰典前理事長夫妻は補助金をだまし取った疑いで起訴されています。しかし、不当な払い下げの解明は尽くされていません。

この1年、野党やマスメディアの追及で、財務省が森友に10年間の借地契約という破格の条件で貸し出し、ごみ撤去の費用を補償した上、新たなごみが見つかったという口実で、森友が買い取りを申し出ると、大幅に値引きした疑惑が浮上しました。名誉校長に就任した安倍首相夫人の昭恵氏が、同氏付の政府職員を通じて財務省に問い合わせていたなど、その関与は明白

です。今年2月1日の参議院予算委員会では、財務省と籠池夫妻らのごみをめぐって16年3月に交渉した後、昭恵氏が籠池氏に連絡をし、激励した音声データの存在も明らかになりました。交渉の節目で昭恵氏が深くかかわり、森友側が昭恵氏の名前を出して交渉を有利に運ぼうとしたことも明白であり、昭恵氏本人からの説明が必要です。

また見過ごせないのは、佐川前財務局長が、国会で記録は破棄したと言い続けてきた財務省内の商談記録が情報公開請求で明らかになったことは、国会での虚偽答弁を疑わせるものと言わなければなりません。

森友学園疑惑は、その後発覚した加計疑惑とともに、国民の共有財産である国有地の利用や国の権限、税金支出など、首相とその周辺によってゆがめられたという国政私物化の疑惑です。解明が尽くされないまま、幕引き、疑惑が放置されるなどというのは絶対に許せません。

よって、国においては、安倍首相夫人の昭恵氏や佐川宣寿前理財局長ら関係者を国会に証人喚問し、直接本人から説明を求めるなど、疑惑の徹底解明に努めるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。慎重審議を賜りまして、御議決いただけるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第18号 「森友学園」疑惑の徹底解明を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（納谷克俊君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（納谷克俊君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年第1回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時0分閉会